

○鹿児島県警察処務規程 (平成25.5.22
鹿児島県警察本部訓令11)

改正 前略…令和6.9訓令20

鹿児島県警察処務規程（平成11年鹿児島県警察本部訓令第26号）の全部を次のように改正する。

目次	ページ
第1章 総則（第1条・第2条）	1771
第2章 警務一般	1772
第1節 通則（第3条—第15条）	1772
第2節 願届等（第16条—第18条）	1774
第3節 居住区域及び旅行（第19条—第21条）	1775
第4節 事務引継ぎ等（第22条・第23条）	1776
第3章 会議	1777
第1節 本部会議（第24条—第27条）	1777
第2節 その他の会議（第28条—第30条）	1778
第4章 報告及び応援要請（第31条—第35条）	1778
第5章 雑則（第36条—第43条）	1780
附則	1781

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、鹿児島県警察の処務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部 鹿児島県警察本部をいう。
- (2) 学校 鹿児島県警察学校をいう。
- (3) 警察署 鹿児島県警察の警察署をいう。
- (4) 所属 本部の課，科学捜査研究所，交通機動隊，高速道路交通警察隊，機動

- 隊，学校及び警察署をいう。
- (5) 本部長 鹿兒島県警察本部長をいう。
- (6) 部課長 本部の部長，警務部参事官兼首席監察官，参事官，課長，科学捜査研究所長，交通機動隊長，高速道路交通警察隊長，機動隊長，学校長（以下「校長」という。）及び管理官をいう。
- (7) 所属長 所属の長をいう。
- (8) 理事官等 本部各課の理事官，科学捜査研究所の副所長，交通機動隊の副隊長，高速道路交通警察隊の副隊長，機動隊の副隊長，学校の副校長及び警察署の副署長又は次長をいう。
- (9) 幹部 巡查部長以上の階級にある警察官及びこれに相当する職にある一般職員（鹿兒島県警察職員の配置定員に関する規則（昭和37年鹿兒島県公安委員会規則第2号）第1条に規定する「一般職員」をいう。）をいう。
- (10) 職員 鹿兒島県警察において勤務する警察官（地方警務官を含む。）及び一般職員をいう。

本条…一部改正(平成31.2訓令1、令和3.3訓令8)

第2章 警務一般

第1節 通則

（服務の宣誓）

第3条 鹿兒島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年鹿兒島県条例第32号）に規定する服務の宣誓は，辞令交付の際，署名した宣誓書により，警部以上の警察官又はこれに相当する職にある一般職員にあっては本部長に，警部補以下の警察官又はこれに相当する職にある一般職員にあっては本部長又は所属長に行うものとする。

2 前項の宣誓書は，警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が保管するものとする。

（勤務時間）

第4条 職員の勤務時間は，鹿兒島県地方警察職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年鹿兒島県条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）の定めるところによる。

（時間外勤務）

第5条 職員の時間外勤務は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）又は勤務時間条例の定めるところによる。

（勤務の記録）

第6条 職員の勤務の記録は、人事院規則9—5（給与簿）又は鹿兒島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令（平成13年鹿兒島県警察本部訓令第16号）の定めるところによる。

（遅刻・早退）

第7条 職員は、届出をして遅刻をしたときは、勤務時間法又は勤務時間条例に規定する休暇手続を執らなければならない。勤務時間中早退をしようとするときも、同様とする。

（休暇）

第8条 職員の休暇は、勤務時間法又は勤務時間条例の定めるところによる。

（育児休業等）

第9条 職員の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）又は鹿兒島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿兒島県条例第51号）の定めるところによる。

（自己啓発等休業）

第10条 職員の自己啓発等休業は、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）又は鹿兒島県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年鹿兒島県条例第6号）の定めるところによる。

（配偶者同行休業）

第10条の2 職員の配偶者同行休業は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）又は鹿兒島県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鹿兒島県条例第61号）の定めるところによる。

本条…追加(平成28.3訓令8)

（職務専念義務の免除等）

第11条 職員は、職務専念義務の免除を受けようとするとき、又は営利企業への従事等の許可を受けようとするときは、別に定めるところにより、所属長を經由して本部長の承認を受けなければならない。ただし、地方警務官においては、職員の兼業の許可に関する政令（昭和41年政令第15号）の定めるところによる。

本条…一部改正(平成28.3訓令8)

(欠勤)

第12条 職員が第8条から前条までの規定による届出又は承認を受けないで正規の勤務時間中に勤務しない場合は、欠勤とする。

2 職員は、前項の規定により欠勤したときは、休暇簿に所要の事項を記載し、届け出なければならない。

(出張)

第13条 職員の出張は、部課長にあっては本部長、その他の職員にあっては所属長が命ずるものとする。ただし、次に掲げる職員においては、当該事項を主管する本部の所属長が命ずることができる。

- (1) 研修のため各種学校へ入校を命ぜられた職員
- (2) 警察庁又は管区警察局主催の各種競技会の役員又は選手を命ぜられた職員
- (3) 講習又は研修を命ぜられた職員
- (4) 演奏活動を命ぜられた鹿児島県警察音楽隊員
- (5) 前各号のほか、これに準ずるもので本部長の承認を得た職員

(復命等)

第14条 職員は、出張を命ぜられた場合は、出発に際し、上司の指示を受けなければならない。

- 2 職員は、出張期間中において、その用務内容、旅行地及び期間の変更を必要とする場合は、速やかに、本部長又は所属長の指示を受けなければならない。
- 3 職員は、出張が終わって帰庁したときは、文書又は口頭により、速やかに結果を本部長又は所属長に報告しなければならない。

(出張等に伴う事務処理)

第15条 職員は、出張、休暇等のため不在となる場合は、所管事務の取扱いについて、あらかじめ上司の指揮を受けなければならない。

- 2 前項に規定する不在者の事務は、上司において代行者を定め、これを処理させなければならない。

第2節 願届等

(願届の進達)

第16条 所属長は、所属職員から辞職願その他の本部長宛ての願届を受けたときは、速やかに所要の調査を行い、それに対する意見を付して進達しなければならない。

(身上異動届)

第17条 職員は、身上に異動を生じたときは、別に定めるところにより、都度、事実を証明する書類を添えて、部課長及び署長にあっては本部長、その他の職員にあっては所属長を経て、速やかに本部長に届け出なければならない。

(就職試験受験の申出)

第18条 職員は、他に就職するための試験を受験する場合は、別に定めるところにより、あらかじめ、部課長及び署長にあっては本部長に、その他の職員にあっては所属長に申し出なければならない。

第3節 居住区域及び旅行

(居住区域)

第19条 職員の居住区域については、原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特別の理由により居住区域外に居住しようとする者は、別に定めるところにより、警務部長の承認を受けなければならない。

- (1) 所属（警察署にあっては、鹿児島市内の警察署に限る。）鹿児島市又は勤務地を管轄する警察署の管轄区域
- (2) 警察署（鹿児島市内の警察署を除く。）勤務する警察署の管轄区域

本条…一部改正(平成27.3訓令10)

(署長公舎等への居住)

第20条 前条の規定により居住区域内に居住する職員のうち、次に掲げる者は、当該各号に定める施設に居住しなければならない。ただし、複数の者が勤務する駐在型交番及び駐在所（以下「駐在型交番等」という。）の居住用施設の数量が当該駐在所に勤務する者の数に対応する数量を充足していない場合に、当該駐在型交番等に居住することができない者又は特別の理由により当該各号に定める施設以外に居住することを本部長又は所属長が認めた者については、この限りでない。

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）当該署長が勤務する警察署の署長公舎
- (2) 駐在型交番等に勤務する者 当該職員が勤務する駐在型交番及び駐在所

(旅行)

第21条 職員は、居住区域を離れて国内外に旅行（外出及び外泊をいう。以下同じ。）をしようとするときは、事前に届け出なければならない。ただし、国内旅行をしようとする職員がやむを得ない事情により事前に届け出ることができない場合は、口頭、電話又は代人による手続を執ることができる。

- 2 地方警務官が国の用務以外の目的で海外渡航する場合は、別に定めるところにより、警察庁長官に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出は、部課長及び署長にあつては警務部警務課（以下「警務課」という。）に備付けの旅行届出簿に、その他の職員にあつては当該所属備付けの旅行届出簿に、本人又は連絡を受けた代人が記録して行うものとする。
- 4 旅行届出簿の様式は、別に定める。
- 5 第1項の規定にかかわらず、別に定める地域に外出する場合は、届出を要しないものとする。

本条…一部改正〔平成28.3訓令8、29.11訓令22〕

第4節 事務引継ぎ等

（事務引継ぎ）

第22条 職員は、退職、休職、出向又は配置換えその他の理由により、その職を離れるときは、後任者に事務引継ぎをしなければならない。

- 2 職員は、別に定める事項について、事務引継書又は口頭により事務引継ぎを行うものとする。
- 3 職員は、前項の規定に基づき事務引継書による事務引継ぎを終わったときは、後任者及び前任者の連署をもって、部課長及び署長は本部長に、部課長及び署長以外の職員は所属長に、それぞれ報告しなければならない。
- 4 前項の報告に当たり、部長又は参事官に事故があるときは本部長の指定した者に、部課長（部長及び参事官を除く。）及び署長に事故があるときは当該所属の理事官等に、部課長及び署長以外の職員に事故があるときは所属長が指定した者に、それぞれその代理者として事務引継ぎを行うものとする。

本条…一部改正〔平成31.2訓令1〕

（概況報告）

第23条 本部長が交代したとき又は警察署に対する本部長による初度巡視の際は、次の各号に掲げる職員は、それぞれ当該各号に定める事項について、所管事務の概況報告をしなければならない。

(1) 部課長

- ア 所属の組織機構
- イ 所管事務の一般的運営状況

- ウ 懸案事項への取組状況
- エ その他参考となるべき事項

(2) 署長

- ア 署の沿革
- イ 警察署の組織機構
- ウ 管内の一般概況
- エ 各係別の概況
- オ 懸案事項への取組状況
- カ その他参考となるべき事項

第3章 会議

第1節 本省会議

(本省会議)

第24条 本部長は、警察運営に関する重要な事項について必要があると認めるときは、本省会議を招集して意見を徴し、必要な指示を与えるものとする。

2 本省会議を招集する場合は、原則として、あらかじめ日時及び場所を指定して関係者に通知するものとする。

(本省会議の種類及び出席者)

第25条 本省会議の種類及び出席者は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------------|--------------------------------------|
| (1) 部長会議 | 各部長、警務部参事官兼首席監察官、警務部参事官（総務担当）及び校長 |
| (2) 部長・鹿児島市内三署長等連絡会議 | 各部長、警務部参事官兼首席監察官、警務部参事官、校長及び鹿児島市内三署長 |
| (3) 署長等会議 | 部課長及び署長等 |
| (4) 部門間連携会議 | 警務部長、警務部参事官兼首席監察官、各部参事官及び校長 |
| (5) 副署長・次長等会議 | 関係部課長、理事官等 |
| (6) 担当者会議 | 担当の区分により、当該事務の担当者 |

2 本部長又は主管の部課長は、前項に掲げる会議のほか、必要があると認めるときは、関係者を招集して会議を開催することができる。

3 本部長又は主管の部課長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる出席者以外の者を本省会議に出席させることができる。

本条…一部改正〔令和6.9訓令20〕

(本部会議の主宰者及び庶務)

第26条 本部会議の主宰者は、部長会議、部長・鹿児島市内三署長等連絡会議及び署長等会議にあつては本部長、部門間連携会議及び副署長・次長等会議にあつては警務部長、担当者会議にあつては当該事務の主管の部課長、前条第2項の規定による会議にあつては本部長又は主管の部課長とする。

2 本部会議の庶務は、本部長及び警務部長が主宰する会議にあつては警務課長又は警務部総務課長、担当者会議及び前条第2項の規定による会議にあつては当該事務の主管課長が、それぞれ行うものとする。

本条…一部改正〔令和6.9訓令20〕

(会議の代理出席)

第27条 本部会議に招集された者が事故その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会議主宰者の承認を受け、代理者を出席させなければならない。

第2節 その他の会議

(警察署幹部会議)

第28条 署長は、毎月1回以上幹部会議を開催し、警察運営について意見を徴し、必要な指示を行うとともに、部下の指導監督及び職務執行の統一と改善を図らなければならない。

2 前項の幹部会議のほか、署長は、必要により課長若しくは課長代理以上又は特定の課若しくは係(担当を含む。)のみの幹部による幹部会議を開催することができる。

(定期招集等)

第29条 署長は、毎月1回以上定期的に署員を招集して、職務上必要な諸般の訓授及び指示を行うとともに、教養訓練を実施しなければならない。

(その他の会議)

第30条 所属長は、その所属における事務の執行につき必要な連絡調整及び研究検討を行い、警察業務の合理的かつ能率的推進を図るため、随時、所属全職員又は必要な係員の会議を開くことができる。

第4章 報告及び応援要請

(職員の報告)

第31条 職員は、警察上の参考となる事項又は担当事務若しくは上司から命ぜられた

事務を執行するに当たって、重要又は特異な事項を認知したときは、その都度、口頭又は書面により、速やかに順序を経て所属長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定による報告において、特に重要又は特異なものについては、口頭又は書面により、主管部課長を経て本部長に報告しなければならない。

(所属長の速報)

第32条 所属長は、重要な事案が発生(犯罪の検挙を含む。)したとき又はこれを認知したときは、口頭又は書面により、主管部課長を通じ、本部長に速報しなければならない。この場合において、主管課長は、他の所属に関係あるものについては、直ちに、口頭又は書面により、当該所属長に通報しなければならない。

- 2 前項の速報について、所属長に事故があるときは、理事官等がその責に任じるものとする。

(報告事項)

第33条 所属長は、前条の規定により速報する場合は、おおむね次に掲げる事項について報告しなければならない。

- (1) 事案の内容
- (2) これまでに執った措置
- (3) 事案の見通し
- (4) 今後の措置及び方針
- (5) 通報を要する所属名
- (6) 上局又は関係機関への報告及び通報の要否
- (7) その他参考となる事項

(検討事項)

第34条 事案についての報告又は通報を受理した主管課長は、関係所属長と連絡協調して、次に掲げる事項を検討し、事案の処理に当たらなければならない。

- (1) 事案の見通し
- (2) 速報事項の発生及び認知所属が執った措置の適否
- (3) 措置方針
- (4) 上局への報告又は関係機関への通報
- (5) その他関係所属への通報

(応援要請)

第35条 所属長は、犯罪捜査、警戒警備その他職務執行上他の所属から応援を受けよ

うとするときは、本部長に申請しなければならない。ただし、緊急を要し、本部長に申請することができないときは、直接その所属長に応援を求め、事後速やかに、本部長に報告しなければならない。

- 2 前項のただし書の規定により要請を受けた所属長は、支障のない限り速やかに応援派遣を行い、本部長にその旨を報告しなければならない。

第5章 雑則

(警察庁舎の表示)

第36条 本部、免許管理課、免許試験課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、学校及び警察署並びに幹部派出所、警備派出所、交番及び駐在所の建物（以下「庁舎」という。）には、その名称を表示し、日章及び赤色灯を掲げなければならない。

- 2 庁舎の名称の表示は、外国語により併せて表示することができる。

(掲示板)

第37条 庁舎（交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び学校を除く。）には、見やすい箇所に掲示板を設置しなければならない。

(管内要図)

第38条 警察署には、次に掲げる事項を表示した地図（管内要図）を備えなければならない。

- (1) 警察署の位置及び管轄区域
- (2) 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区
- (3) 鉄道、軌道、主な道路、河川及び山岳
- (4) 官公署、各種学校、病院、会社、工場等の主な施設
- (5) その他警察上重要な施設、場所等

(警察署沿革誌)

第39条 署長は、警察署沿革誌を備えておかななければならない。

(非常持出し)

第40条 所属長は、重要な装備資機材、物品等で非常持出しを要する物を定め、及びその所在を明確にしておかななければならない。

(非常災害の予防処置)

第41条 鹿兒島県警察における庁舎等の管理に関する訓令（平成10年鹿兒島県警察本部訓令第24号）第2条に規定する庁舎管理者は、消火器その他非常災害に使用すべ

き物件の所在及びその使用方法を職員に周知させるとともに、随時、当該物件の点検整備を行わなければならない。

(細則の制定)

第42条 所属長は、本部長の承認を経て、この訓令及び鹿児島県警察の当直勤務及び非常招集に関する訓令（平成25年鹿児島県警察本部訓令第12号）の施行につき必要な細則を定めることができる。

2 前項の細則を改正し、又は廃止するときは、本部長の承認を受けなければならない。

(公用名刺)

第43条 公用名刺は、別に定める公用名刺様式例によるものとする。

附 則

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成27.3.11訓令10)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28.3.10訓令8)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29.11.7訓令22)

この訓令は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (平成31.2.1訓令1)

この訓令は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (令和3.3.19訓令8)

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

附 則 (令和6.9.20訓令20)

この訓令は、令和6年9月25日から施行する。

